人権擁護委員制度をご存じですか。

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

「人権」とは、「人が幸せに生活できるために必要 な権利」です。

人権擁護委員は、住民の皆様が人権の侵害を受 けることのないよう、絶えず見守り、もし、人権が 侵害されたときには、その相談相手となったり、法 務局と連携して事実関係の調査を行うなど、人権 を侵された人の人権救済を図ることを使命として います。また、住民の皆様が、お互いの人権を尊重 する心を育み、差別のない明るい社会を築くため の様々な人権啓発活動も行っています。さらに、家 庭や職場、地域社会などにおいて同和問題等の差 別・セクシャルハラスメント・ドメスティックバイ ンス・いじめ・児童虐待等、人権に関する困り とや心配事がありましたら、お気軽に法務局又 は人権擁護委員にご相談ください。無料・秘密厳守 で相談に応じます。なお、現在、高知県内で188人の 人権擁護委員が、各地域で活動しています。

■人権擁護委員の連絡先

氏 名	住 所	電話番号
杉本 寛子	いの町6466-5	892-2513
尾﨑 千秋	〃 神谷871	892-1660
西川田鶴子	〃 天王南3丁目9-1	891-5443
楠瀬 博邦	〃 枝川2819	893-1769
高瀬 科子	〃 波川610-3	892-3635
曽我 定子	〃 下八川丙644-1	867-3224
岡林 瑞子	〃 大森91-14	869-2500

■ 法務局相談窓口・問い合わせ

(祝休日を除く月曜日から金曜日まで 受付8:30~17:00) 高知地方法務局いの支局(いの町1290-4) 893-0343

■ 人権擁護委員無料相談のご案内(10時~15時)

地区	今月の相談日	開催場所	
伊 野	6月21日(水)	伊野公民館	
吾 北	6月8日(木)	吾北中央公民館	



いて、

公的扶助料や遺族年

対象者

戦没者の死亡当時のご遺族

で、平成17年4月1日にお

旧ソ連、

フィ 北地区、 ビスマーク・ソロモン IJ 硫黄島 ゚ピン、 マリアナ諸島、 ŀ ・ラッ ク諸

対象地域 モンゴル、 中国東

福祉 課

ます。 族を対象に慰霊巡拝が行われ 次の地域で、 戦没者のご遺

戦没者慰霊巡拝の

お知らせ

選考基準

健康状態が良好で、 して80歳以下の方 (当該戦域を一度も訪れた 原則と

> **④兄弟姉妹** ③祖父母

ことがない方を優先)

4右記3以外の

除かれます。)

有していなかった方等は

(戦没者等と生計関係を

① 父 母 ② 孫

巡拝地域、 実施時期、

合わせは

高知県保健福祉課

 \blacksquare

823 - 9662

経費などの詳しいことの問い

④兄弟姉妹 ③祖父母

5右記1から4以外の三親

引き続き1年以上生計関 等内の親族 (戦没者等の死亡時ま で

係を有していた方に限ら

れます。)

名国債 額面40万円、

支給内容

戦没者等のご遺族の皆様へ

第8回特別弔慰金

が支給されます

10年償還の記

請求期間

平成17年4月1日 平成20年3月31

請求窓口

福祉

(すこやかセンター 伊 野 内

合に、次の順番による先順 金等を受ける方がいない場

8 6 9

1 1

5

3①父母

2戦没者等の子 1 弔慰金の受給権者 位のご遺族お一人。

6月号 広報いの